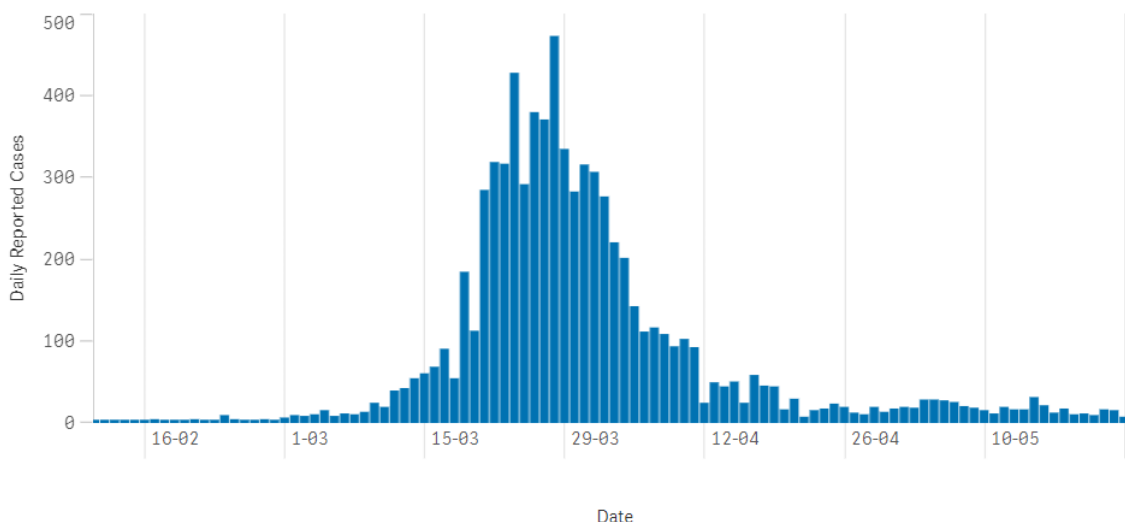


1. 新型コロナウイルス最新情報

日本において緊急事態宣言が全国で解除されましたが、オーストラリアにおいても各州において制限措置の緩和等が日々発表されています。

- オーストラリアでの日々の感染者数は 3 月末頃をピークにその後着実に減少し、直近（5 月 25 日時点）では **9 人にまで減少**しています（内訳：ニューサウスウェールズ州 3 人、ビクトリア州 2 人、西オーストラリア州 4 人）。

Source: Department of Health, States & Territories Report 25/5/2020



- ビクトリア州では以下の通り、制限措置の緩和等が公表されています。

	5月26日～	6月1日～	6月22日～
学校	一部の学年より通学を再開		
公園等	再開		
自宅での集会	最大 5 名まで ^(*1)	最大 20 人まで	
公共の場での集会	最大 10 名まで ^(*1,*2)	最大 20 人まで (屋内・屋外)	
レストラン・カフェ等		最大 20 人まで	最大 50 人まで
美術館・動物園等		最大 20 人まで ^(*3)	最大 50 人まで ^(*3)
映画館・スタジアム等			最大 50 人まで

(*1) 5月13日より

(*2) 屋外のみ

(*3) 1箇所につき

2. 新型コロナウイルスに関する救済措置

新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、ATO（オーストラリア国税庁）は各種税務申告等の期限延長を認めています。

- ・ フリンジ・ベネフィット税（FBT）の申告・納税期限延長
2019/20年度（2019年4月～2020年3月期）のFBTの申告・納税期限が**2020年6月25日までに延長**されています（本来の申告・納税期限は5月21日）。
- ・ 法人税の申告期限延長
2018/19年度の法人税申告について2020年5月15日が申告期限の会社において、申告期限が**2020年6月5日までに延長**されています。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。